

===== 公布された規則のあらまし =====

鳥取県社会福祉施設入所措置費等徴収規則の一部改正について

1 規則の改正理由

社会福祉施設の入所措置等に要する費用の徴収額を決定するための基礎となる所得税額及び市町村民税の所得割額の計算方法等について、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 社会福祉施設の入所措置等に要する費用の徴収額を決定するための基礎となる所得税額及び市町村民税の所得割額を算定する際に適用除外とする控除について、知事が別に定めることとする。

(2) その他所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日等

ア 施行期日は、公布日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。